

## 事業復活支援金 事前確認依頼書

以下について、必要事項のご記入及び確認・了承したものに☑を付した上で、FAX・E-mail 等にてお送りください。受信確認後、当所より代表者に連絡し、下記の確認事項を口頭で確認させていただきます。

事業形態	<input type="checkbox"/> 中小法人(13桁の法人番号)	法人番号検索サイト	
	<input type="checkbox"/> 個人事業者等(代表者生年月日(西暦))		
事業所名			
代表者名	※個人事業者等の場合は、本人確認書類に記載の氏名	代表者 連絡先	
申請ID	C	ID取得時に登録 した電話番号	

※ご記入いただいた情報は、本支援金の事前確認手続き及び当所の会員管理に使用いたします。

- 当事業所は、八戸商工会議所の会員として過去1年以上継続している、又は今後も含め1年以上会員である意思がある
- 八戸商工会議所での「事前確認」は、申請希望者が給付対象であるかの判断を行うものではないこと及び支給を確約するものではないことを認識している
- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している。**以下のような理由での減少ではない。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合
  - ・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
  - ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減少している場合
  - ・自主的な休業や営業時間の短縮、法人成り又は事業承継の直後など単に営業日数が少ないことにより売上が減少している場合
- 売上減少の理由は以下のいずれかである(1つ以上に☑)
- (1)需要の減少による影響
- ①国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
  - ②上記以外で、コロナ禍を理由に顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
  - ③消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行
  - ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
  - ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪日外国人旅行者の減少
  - ⑥顧客・取引先が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- (2)供給の制約に伴う影響
- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う調達難
  - ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う取引や商談機会の制約
  - ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う事業者の就業制約
- 売上減少の理由が本支援金の趣旨・目的に一致しない場合、給付要件を満たさないことを認識している。
- 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」ではない
- 対象月以降、事業を継続・立て直しの意思がある(廃業又は破産等を予定していない)
- 申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
- 不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、受給資格を失い返還の義務を負うほか、特に不正受給の場合には延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している
- 経済産業省ホームページ掲載の『事業復活支援金の詳細について』を全て読み、内容を認識している
- 上記の内容及び「宣誓・同意書」を代表者又は個人事業者等本人が確認し、以下に自署した

記入日 2022年 月 日 代表者又は個人事業主等署名(自署)

八戸商工会議所使用欄

会員番号		受信日		確認日		担当者	
------	--	-----	--	-----	--	-----	--